

令和4(2022)年度

履修の手引

別冊 規則集



徳島大学生物資源産業学部

掲載規則

1) 徳島大学学則	1
2) 徳島大学生物資源産業学部規則	7
3) 徳島大学生物資源産業学部履修細則	10
4) 徳島大学学則第 35 条の 2 の規定による卒業の認定の基準に関する内規	11
5) 徳島大学学則第 35 条の 2 の規定による卒業の認定の基準に関する申合せ	11
6) 徳島大学生物資源産業学部学生の他学部の授業科目履修に関する実施細則	12
7) 留学に関する申合せ	12
8) 徳島大学生物資源産業学部における授業回数及び補講方法について	13
9) 専門教育科目の追試験・再試験に関する申合せ	13
10) 専門教育科目の定期試験等の成績通知に関する申合せ	14
11) 専門教育科目の成績評価に疑義がある場合の申立てに関する申合せ	14
12) 生物資源産業学部における担任制に関する申合せ	15
13) 気象警報等が発表された場合の授業の休講措置に関する申合せ	15
14) 徳島大学休学許可の基準に関する申合せ	16
15) 徳島大学単位認定試験等における学生の不正行為に関する取扱要項	16
16) 徳島大学生物資源産業学部学友会会則	17

徳島大学学則

昭和33年7月11日
規則第9号制定

目次

第1章 総則

第1節 目的(第1条)

第2節 組織(第2条-第9条)

第3節 教育研究評議会, 部局長会議, 教授会等(第10条-第12条の3)

第2章 学部通則

第1節 修業年限, 在学期間及び収容定員等(第13条-第15条)

第2節 学年, 学期及び休業日(第16条-第18条)

第3節 入学, 転学部, 転学科, 休学, 退学, 転学, 留学及び除籍(第19条-第28条)

第4節 教育課程及び履修方法(第29条-第34条の7)

第5節 卒業, 学位の授与及び教員の免許状(第35条-第37条の2)

第6節 検定料, 入学料及び授業料(第38条-第45条)

第7節 特別聴講学生, 科目等履修生, 研究生及び外国人留学生等(第45条の2-第49条)

第8節 公開講座(第50条)

第9節 賞罰(第51条・第52条)

第10節 寄宿舎及び厚生保健施設(第53条)

附則

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 徳島大学(以下「**本学**」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)の精神に則り、有為な人材を育成し、学術の研究を推進し、社会貢献を果たし、もって人類の福祉と文化の向上に貢献することを目的とする。

2 **本学**は、学部又は学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について定め、公表するものとする。

第2節 組織

(学部, 学科及び講座等)

第2条 **本学**に次の学部及び学科を置く。

総合科学部

社会総合科学科

医学部

医学科

医科栄養学科

保健学科

歯学部

歯学科

口腔保健学科

薬学部

薬学科

理工学部

理工学科

生物資源産業学部

生物資源産業学科

2 前項の学科に講座を置き、必要な事項は別に定める。

3 医学部保健学科に次の専攻を置く。

看護学専攻

放射線技術科学専攻

検査技術科学専攻

(大学院)

第3条 **本学**に大学院を置く。

2 大学院に、次の研究科を置く。

創成科学研究科

医学研究科

口腔科学研究科

薬学研究科

医科栄養学研究科

保健科学研究科

3 大学院に、次の研究部を置く。

社会産業理工学研究部

医歯薬学研究部

4 大学院について必要な事項は、別に定める。

(教養教育院)

第3条の2 **本学**に、**本学**、各学部等の学位授与の方針に沿った教養教育の運営・質保証を担う責任部局として、教養教育院を置く。

2 教養教育院については、別に定める。

(先端酵素学研究所)

第3条の3 **本学**に、酵素を基盤とした疾患生命科学研究を行うことを目的として、先端酵素学研究所を置く。

2 先端酵素学研究所は、国立大学の教員その他の者で同研究所の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者に利用させるものとする。

3 先端酵素学研究所については、別に定める。

(ポストLEDフォトニクス研究所)

第3条の4 **本学**に、次世代光を基盤とした光科学研究を行うことを目的として、ポストLEDフォトニクス研究所を置く。

2 ポストLEDフォトニクス研究所については、別に定める。

(共同教育研究施設等)

第4条 **本学**に共同教育研究等のため、次のセンター等を置く。

人と地域共創センター

情報センター

放射線総合センター

高等教育研究センター

環境防災研究センター

研究支援・産官学連携センター

AWAサポートセンター

教職教育センター

先端研究推進センター

デザイン型AI教育研究センター

産業院

バイオイノベーション研究所

埋蔵文化財調査室

2 前項のセンター等については、別に定める。

(四国産官学連携イノベーション共同推進機構)

第4条の2 **本学**に、四国地区の5国立大学が連携して、大学の研究の活性化と四国地域の活性化を図るため、四国産官学連携イノベーション共同推進機構(以下「**四国共同機構**」という。)を置く。

2 四国共同機構については、別に定める。

(附属図書館)

第5条 **本学**に附属図書館を置く。

2 附属図書館については、別に定める。

(病院)

第5条の2 **本学**に医学、歯学及び薬学に関する教育研究並びに診療のため、病院を置く。

2 病院については、別に定める。

(附属教育研究施設)

第6条 **本学**に前条に規定するもののほか、次表のとおり研究科等附属教育研究施設を置く。

研究科等	附属教育研究施設
大学院薬学研究科	附属医薬創製教育研究センター
大学院医歯薬学研究部	総合研究支援センター
先端酵素学研究所	藤井節郎記念医科学センター 糖尿病臨床・研究開発センター

2 前項の教育研究施設については、別に定める。

(事務組織)

第7条 **本学**に事務組織を置く。

2 事務組織については、別に定める。

(技術支援部)

第7条の2 **本学**に技術支援部を置く。

2 技術支援部については、別に定める。

第7条の3 削除

(キャンパスライフ健康支援センター)

第7条の4 本学にキャンパスライフ健康支援センターを置く。

2 キャンパスライフ健康支援センターについては、別に定める。

(障がい者就労支援センター)

第7条の5 本学に障がい者就労支援センターを置く。

2 障がい者就労支援センターについては、別に定める。

(その他の組織)

第7条の6 第2条から前条までに規定するもののほか、学長が必要と認める場合には、その他の組織を置くことができる。

2 前項の組織については、別に定める。

(職員の組織)

第8条 本学の職員は、次のとおりとする。

- 学長
- 副学長
- 病院長
- 教授
- 准教授
- 講師
- 助教
- 助手
- 事務職員
- 教務職員
- 技術職員

2 職員の職務は、学校教育法その他法令に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(教員組織の編成)

第9条 教員組織は、本学の教育研究上の目的を達成するため、組織の設置目的に応じて必要な教員をもって編成する。

2 教員組織の編成について必要な事項は、別に定める。

第3節 教育研究評議会、部局長会議、教授会等

(教育研究評議会)

第10条 本学の教育研究に関する重要事項は、教育研究評議会で審議する。

2 教育研究評議会については、国立大学法人法(平成15年法律第112号)に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(部局長会議)

第10条の2 本学に部局長会議を置く。

2 部局長会議については、別に定める。

(教授会)

第11条 各学部、教養教育院、先端酵素学研究所及び病院に教授会を置く。

2 教授会については、別に定める。

(委員会等)

第12条 本学に大学教育委員会、学生委員会、入学試験委員会その他必要な委員会等(以下「委員会等」という。)を置く。

2 委員会等については、別に定める。

(機構)

第12条の2 本学に、次の機構を置く。

- 教育機構
- 研究機構
- 社会貢献機構
- 経営機構

2 機構について必要な事項は、別に定める。

(特別な組織)

第12条の3 第10条から前条までに規定するもののほか、学長が必要と認める場合には、特別な組織を置くことができる。

2 特別な組織については、別に定める。

第2章 学部通則

第1節 修業年限、在学期間及び収容定員等

(修業年限)

第13条 各学部の修業年限は、次のとおりとする。

- 総合科学部 4年
- 医学部
 - 医学科 6年
 - 医科栄養学科 4年
 - 保健学科 4年

- 歯学部
 - 歯学科 6年
 - 口腔保健学科 4年
 - 薬学部 6年
 - 理工学部 4年
 - 生物資源産業学部 4年
- (修業年限の通算)

第13条の2 大学の学生以外の者が、大学入学資格を有した後に、科目等履修生として本学の一定の単位を修得し、その後に入学する場合において、本学が当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認めるときは、その単位数等に応じて、相当期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

2 本条に定めるもののほか、修業年限の通算については、各学部規則で定める。

(在学期間)

第14条 在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

2 医学部医学科の学生にあつては、第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次、第5年次及び第6年次において、それぞれ4年を超えることができない。

3 薬学部の学生にあつては、12年を限度とし、第3年次、第4年次、第5年次及び第6年次において、それぞれ4年を超えることができない。

(収容定員等)

第15条 各学部の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学 科	入学定員	第2年次 編入学定員	第3年次 編入学定員	収容定員
総合科学部	社会総合科学科	170			680
医学部	医学科	100			600
	医科栄養学科	50			200
	保健学科				
	看護学専攻	70		10	300
	放射線技術科学専攻	37		3	154
	検査技術科学専攻	17		3	74
	小計	124		16	528
	計	274		16	1,328
歯学部	歯学科	40	3		255
	口腔保健学科	15			60
	計	55	3		315
薬学部	薬学科	80			480
理工学部	理工学科				
	昼間コース	550		35	2,270
	夜間主コース	45			180
	計	595		35	2,450
生物資源 産業学部	生物資源産業学科	100	2		406
	合計	1,274	5	51	5,659

備考 理工学部の「昼間コース」とは昼間に授業を行うコース、「夜間主コース」とは主として夜間に授業を行うコースをいう。

第2節 学年、学期及び休業日

(学年)

第16条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

第17条 学年を分けて次の2学期とする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第18条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 開学記念日 11月2日
- (4) 春季休業 4月1日から同5日まで
- (5) 夏季休業 8月1日から同31日まで
- (6) 冬季休業 12月25日から1月7日まで
- (7) 学年末休業 3月25日から同31日まで

2 学長は、必要により前項第4号から第7号までの休業日を変更し、又は

臨時に休業日を定めることがある。

3 学長は、休業日でも見学、実習等をさせることがある。

第3節 入学、転学部、転学科、休学、退学、転学、留学及び除籍
(入学時期)

第19条 入学の時期は、毎学年の初めとする。ただし、学部において必要があると認めるときは、後期の初めにおいても、学生を入学させることができる。

(入学資格)

第20条 本学に入学することのできる者は、学校教育法第90条及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者又は廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの
(入学の出願)

第20条の2 本学に入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、入学願書に検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。ただし、検定料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

(入学者選考)

第21条 入学志願者については、選抜試験を行い、当該学部教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

(入学手続)

第21条の2 合格者は、所定の期日に入学料を納付し、別に定める手続をしなければならない。ただし、入学料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

(入学許可)

第21条の3 学長は、前条に定める手続を経た者に対し、入学を許可する。
(編入学)

第21条の4 学長は、本学に編入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することができる。

2 医学部保健学科の第3年次へ編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、医学部の指定する単位を修得した者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学に2年以上在学した者
- (3) 短期大学を卒業した者
- (4) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす者に限る。)を修了した者(学校教育法第90条に規定する者に限る。)

3 歯学部歯学科の第2年次へ編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、歯学部の指定する単位を修得した者とする。

- (1) 修業年限4年以上の大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学したことがある者

4 理工学部の第3年次へ編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学に2年以上在学し、理工学部の定める単位を修得した者
- (3) 短期大学を卒業した者
- (4) 高等専門学校を卒業した者

(5) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条に規定する者に限る。)

5 生物資源産業学部の第2年次へ編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学に1年以上在学し、生物資源産業学部の定める単位を修得した者
- (3) 短期大学を卒業した者
- (4) 高等専門学校を卒業した者
- (5) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条に規定する者に限る。)

6 前各項の規定により編入学した者の在学期間及び既修得単位の認定については、当該学部において定める。

7 第20条の2から第21条の3までの規定は、編入学の場合においても準用する。
(再入学)

第21条の5 学長は、本学の退学者で、再び同一学部に入學を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、当該学部教授会において選考の上、これを許可することができる。

(補欠入学)

第22条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者は、欠員がある場合に限り、当該学部教授会において選考の上、入学を許可することができる。

- (1) 他の大学の学生で、当該学部長又は学長の承認を得て、本学の同種の学部に転学を志願する者
- (2) 他の大学に2年以上在学し、入学を希望する学部の定める単位を修得した者で、入学を志願する者
- (3) 大学の学部を卒業した者で、入学を志願する者
- (4) 短期大学を卒業した者で、入学を志願する者
- (5) 高等専門学校を卒業した者で、入学を志願する者
- (6) 国立養護教諭養成所又は国立工業教員養成所を卒業した者で、入学を志願する者
- (7) 従前の規定による大学、高等学校、専門学校又は教員養成諸学校を卒業した者若しくは従前の規定による大学を退学した者で、入学を志願する者
(再入学等における在学期間等)

第22条の2 第21条の5及び第22条の規定により入学した者の在学期間及び既修得単位の認定については、それぞれ当該学部において定める。

2 第21条の2及び第21条の3の規定は、第21条の5及び第22条の入学を許可する場合においても準用する。
(転学部)

第22条の3 学生が所属学部長の承認を得て本学の他の学部に転学部を願出たときは、学長は、転学部をしようとする学部教授会の議を経て許可することができる。

2 本条に定めるもののほか、転学部については、各学部規則で定める。
(転学科)

第22条の4 学生が所属の学部内の学科と異なる当該学部の学科に転学科を願出たときは、学長は、当該学部教授会の議を経て許可することができる。

2 本条に定めるもののほか、転学科については、各学部規則で定める。
(休学)

第23条 疾病その他の理由により2月以上就学することができないときは、医師の診断書又は詳細な理由書を添え学長に願出でてその許可を受けて休学することができる。

2 疾病のため就学することが適当でない認められる学生に対しては、学長は、これを休学させることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、医学部医学科又は薬学部の学生であって、徳島大学大学院学則第18条第3項第8号に該当する者が、それぞれ大学院医学研究科の博士課程又は大学院薬学研究科の博士課程に入學するときは、学長に願出でてその許可を受けて休学することができる。

第24条 休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある者には、更に引き続き1年以内の休学を許可することができる。

2 休学期間は、通じて4年(医学部医学科学生、歯学部歯学科学生及び薬学部学生は6年)を超えることができない。

3 前条第3項の休学期間は、第1項の規定にかかわらず、引き続き4年を超えることができない。ただし、特別の理由がある者には、更に引き続き1年以内の休学を許可することがある。

4 休学期間は、第14条の在学期間に算入しない。

第25条 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 第23条第2項の規定により休学を命ぜられた者が復学しようとする場合は、医師の診断書を添え学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(退学)

第26条 学生が退学しようとするときは、理由書を添え学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(転学)

第27条 学生が他の大学に転学しようとするときは、理由書を添え学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(留学)

第27条の2 本学が教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該大学又は短期大学に留学することができる。

2 第34条の2第2項から第5項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

3 本条に定めるもののほか、留学に関する事項については、各学部規則で定める。

(除籍)

第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、当該学部教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者であって、納付すべき入学料を学長が指定する日までに納付しない者
- (2) 正当な理由がなく授業料の納付を怠り、催告しても、なお、納付しない者
- (3) 第14条に定める在学期間を超えた者
- (4) 第24条第2項に定める休学期間を超えた者
- (5) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

第4節 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成方針)

第29条 教育課程の編成に当たっては、各学部の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

2 教育課程は、本学及び各学部の教育上の目的を達成するため、教養教育及び専門教育の授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分けて各年次に配当するとともに、体系的に編成するものとする。

(授業科目の開設)

第29条の2 教養教育の授業科目は教養教育院が、専門教育の授業科目は各学部がそれぞれ前条の方針に基づき開設するものとする。

2 教養教育の授業科目は、教養教育院が責任部局となり、全学部が協力するものとする。

(考査及び単位)

第30条 教育課程の修了は、所定の授業科目の修了によるものとし、授業科目の修了者には、所定の単位を与える。

2 1単位は、授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準による。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各学部規則及び徳島大学教養教育履修規則（以下「各学部規則等」という。）で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、各学部規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、各学部規則等で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により1の授業科目を構成する授業を行う場合については、前2号の基準を基礎として、各学部規則等が定める時間の授業をもって1単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める

ことができる。

4 授業科目修了の認定は、出席及び試験の成績等を考査して行う。

(授業の方法)

第30条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業については、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(履修方法等)

第31条 教養教育の授業科目、単位、履修方法、試験等は、徳島大学教養教育履修規則の定めるところによる。

第32条 専門教育の授業科目、単位、履修方法、試験等は、各学部規則の定めるところによる。

(成績評価基準等の明示等)

第33条 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(大学院授業科目の履修)

第34条 本学が教育上有益と認めるときは、所属学部長の推薦及び当該授業科目を開設する研究科長の承認に基づき、学生は、本学大学院の授業科目を履修することができる。

2 大学院授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第34条の2 本学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 他の大学又は短期大学での履修の期間は、次のとおりとする。

- (1) 原則として1年以内とする。ただし、特別な理由がある場合には、協議の上、更に1年を限り延長することができる。
- (2) 履修の期間は、通算して2年を超えることができない。

4 他の大学又は短期大学での履修の期間は、本学の在学期間に算入する。

5 学生は、他の大学又は短期大学の授業科目を履修している間においても、本学に正規の授業料を納付しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、他の大学又は短期大学における授業科目の履修について必要な事項は、別に定める。

7 第1項、第2項及び前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第34条の3 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第2項（第27条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 本条に定めるもののほか、大学以外の教育施設等における学修について必要な事項は、別に定める。

(休学中の外国の大学における学修)

第34条の4 本学が教育上有益と認めるときは、第34条の2の規定にかかわらず、学生が休学期間中に、外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、第34条の2第2項（第27条の2第2項及び第34条の2第7項において準用する場合を含む。）及び第34条の3第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 本条に定めるもののほか、休学中の外国の大学における学修について必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第34条の5 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科

目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った第34条の3第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学及び補欠入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条の2第2項(第27条の2第2項及び第34条の2第7項において準用する場合を含む。)、第34条の3第1項及び前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 本条に定めるもののほか、入学前の既修得単位等の認定について必要な事項は、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第34条の6 学生が職業を有している等の事情により、第13条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、当該学部教授会の議を経て、学長は、その計画的な履修を許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、各学部長が別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第34条の7 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第5節 卒業、学位の授与及び教員の免許状

(卒業)

第35条 本学に第13条に規定する年限以上在学し、各学部規則で定める卒業の要件を満たした者に対しては、卒業を認定する。

- 2 卒業の要件として修得すべき単位のうち、第30条の2第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

第35条の2 前条第1項の規定にかかわらず、本学の学生(医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部に在学する者を除く。)で本学に3年以上在学した者(これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。)が、各学部規則で定める卒業の要件を優秀な成績をもって満たしたと認める場合には、その卒業を認定することができる。

- 2 前項の卒業の認定の基準については、当該学部規則で定める。

第36条 卒業の認定は、当該学部教授会の議を経て、学長が行う。

- 2 卒業の認定は、毎学年度の終わりに行う。ただし、やむを得ない理由により、この認定を受けることができなかつた者については、次年度においてこれを行うことができる。

3 前項本文の規定にかかわらず、後期に入学した者に対する卒業の認定又は第35条第1項及び前条第1項の規定による卒業の認定は、前期の終わりにおいても行うことができる。

(学位の授与)

第37条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

- 2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状)

第37条の2 本学の学生に教員の免許状授与の所要資格を取得させることのできる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科	教員の免許状の種類	免許教科
総合科学部	社会総合科学科	中学校教諭一種免許状	国語、社会、美術、保健体育、英語
		高等学校教諭一種免許状	国語、地理歴史、公民、美術、保健体育、英語
医学部	保健学科	養護教諭一種免許状	
理工学部	理工学科 昼間コース 夜間主コース	中学校教諭一種免許状	数学、理科
		高等学校教諭一種免許状	数学、理科、情報、工業

第6節 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第38条 検定料、入学料及び授業料の額、徴収方法等は、この規則に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(授業料の納付)

第39条 授業料は、年度を前期及び後期の2期に区分し、前期にあっては5月、後期にあっては11月にそれぞれ年額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。ただし、授業料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

は、その定めるところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、学生の申し出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申し出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

(既納の検定料等)

第40条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

- 2 第21条に規定する選抜試験において、出願書類等による選抜(以下この項において「第一段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下この項において「第二段階目の選抜」という。)を行う場合は、前項の規定にかかわらず、第一段階目の選抜の不合格者に対し、当該者の申し出により第二段階目の選抜に係る検定料相当額を返還するものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる授業料相当額については、当該授業料を納付した者の申し出により、これを返還するものとする。

(1) 入学を許可するときに授業料を納付した者が入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合における当該授業料相当額

(2) 前期分授業料徴収の際に後期分授業料を併せて納付した者が後期の徴収の時期前に休学又は退学した場合における後期分授業料相当額

(検定料の免除)

第40条の2 大規模な風水害等の災害を受ける等やむを得ない事情があると学長が特に認めた場合には、検定料を免除することができる。

(入学料の免除)

第41条 特別の事情により入学料の納付が困難であると認められる者に対しては、学長は、入学料を免除することができる。

(入学料の徴収猶予)

第41条の2 経済的理由により納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、入学料の徴収を猶予することができる。

(授業料の免除)

第42条 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、授業料を免除することができる。

- 2 休学が授業料の納付期限の属する月の前月末までに許可されたときは、月割計算により休学した月の翌月(休学した日が月の初日に当たるときは、その月)から復学した月の前月までの月数分の授業料の全額を免除することができる。

(授業料の徴収猶予)

第43条 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、授業料の徴収を猶予し、又は月割分納を許可することができる。

(細則)

第44条 第40条及び第41条から前条までの規定によるもののほか、入学料及び授業料の返還、免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(停学者の授業料)

第45条 停学を命ぜられた期間中の授業料は、これを徴収する。

第7節 特別聴講学生、科目等履修生、研究生及び外国人留学生等

(特別聴講学生)

第45条の2 学長は、他の大学、短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学若しくは短期大学に在学中の学生で、本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該大学、短期大学又は高等専門学校との協議に基づき、当該学部教授会において選考の上、特別聴講学生として入学を許可することができる。

- 2 特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第46条 学長は、本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該学部教授会において選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第47条 学長は、本学において特定の事項について研究しようとする者があるときは、授業及び研究に妨げのない限り、当該学部等の教授会(教授会を置かない施設にあっては、当該施設の管理運営に関する事項を審議す

る運営委員会等)において選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

(学部学生に関する規定の準用)

第48条 特別聴講学生、科目等履修生及び研究生については、別段の定めがある場合を除き、学部学生に関する規定を準用する。

(外国人留学生等)

第49条 学長は、外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、学生の学修に支障のない限り、当該学部教授会において選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生は、入学定員外とする。ただし、外国人留学生受入れ枠内の外国人留学生については、入学定員内とする。

3 外国人留学生として入学を許可された者のうち入学前に日本語等予備教育の受講を課された者は、日本語等予備教育生とする。

4 外国人留学生及び日本語等予備教育生について必要な事項は、別に定める。

第8節 公開講座

(公開講座)

第50条 本学に社会人の教養を高め、文化の向上に資する等のため、公開講座を設けることができる。

2 公開講座の講習料については、別に定める。

3 本条に定めるもののほか、公開講座の開設、学習課題その他必要な事項については、その都度定める。

第9節 賞罰

(表彰)

第51条 本学学生のうち学業人物優秀なる者は、これを表彰することがある。

2 表彰については、別に定める。

(懲戒)

第52条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、学長は、教授会及び教育研究評議会の意見を徴して懲戒を行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当の理由がなくて出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 懲戒は、退学、停学及び訓告の3種とする。

第10節 寄宿舎及び厚生保健施設

(寄宿舎及び厚生保健施設)

第53条 本学に寄宿舎及び厚生保健施設を置く。

2 寄宿料の額は、別に定めるところによる。

3 寄宿舎及び厚生保健施設について必要な事項は、別に定める。

中略

附 則 (令和4年3月16日規則第36号改正)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 略

3 略

4 略

徳島大学生物資源産業学部規則

平成 28 年 3 月 25 日
規則第 102 号制定

第 1 章 総則 (通則)

- 第 1 条** 徳島大学生物資源産業学部（以下「本学部」という。）に関する事項は、徳島大学学則（昭和 33 年規則第 9 号。以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。
- 2 学則及びこの規則に定めるもののほか、本学部に関する事項は、徳島大学生物資源産業学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て生物資源産業学部長（以下「学部長」という。）が定める。
(教育研究上の目的)

第 2 条 本学部は、人類が抱える生物資源と生命の諸問題を理解し、国際的視野に立って解決できる能力を持つ人材を育成することを目的とする。

第 2 章 入学者選考 (入学者選考)

第 3 条 本学部の入学者は、学則の定めるところによって選考を行うものとする。

第 3 章 教育課程及び履修方法 (コース)

- 第 4 条** 本学部の生物資源産業学科に次のコースを置く。
応用生命コース
食料科学コース
生物生産システムコース
(コース配属及び転コース)
- 第 5 条** 本学部の学生は、前条に掲げる各コースのうち、いずれか一つに配属されるものとする。
2 前項のコース配属時期は、第 2 年次進級時とする。
3 第 1 項のコースを変更しようとするときは、第 2 年次の本学部が定める期日までに、所定の願書を学部長に提出しなければならない。
4 前項の願出については、教育上支障がない場合に限り選考の上、許可することがある。
(教育課程)

第 6 条 本学部の教育課程は、教養教育の授業科目（以下「教養教育科目」という。）及び専門教育の授業科目（以下「専門教育科目」という。）により編成する。
(教養教育科目の履修等)

第 7 条 教養教育科目の履修等に関することは、徳島大学教養教育履修規則（平成 27 年度規則第 39 号。以下「教養教育履修規則」という。）の定めるところによる。
2 教養教育履修規則第 5 条に定める履修要件は、別表第 1 のとおりとする。
(専門教育科目)

第 8 条 専門教育科目の区分は、学科共通科目、コース専門科目、自由選択科目及び卒業研究とする。
2 専門教育科目及びその単位数は、別表第 2 のとおりとする。
3 他の学部へ属する専門教育科目は自由科目とし、これを履修することができる。
(履修手続)

第 9 条 専門教育科目を履修するには、学期の始めに前条に規定する授業科目から履修しようとする授業科目を選択して、登録しなければならない。
2 履修登録に当たっては、履修科目として登録することができる単位数の上限（以下「履修登録単位数の上限」という。）を超えて登録することはできない。ただし、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、履修登録単位数の上限を超えて登録することができる。
3 履修登録単位数の上限及び履修登録単位数の上限を超えて登録することができる場合の認定の基準については、学部長が別に定める。

第 10 条 第 8 条第 3 項の規定により他の学部へ属する専門教育科目を履修するためには、学部長を経て関係学部長の許可を得た後、当該専門教育科目担当教員に受講申請するものとする。
(単位の計算方法)

第 11 条 専門教育科目の単位の計算方法は、学則第 30 条第 2 項の規定に基づき、次のとおりとする。
(1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
(2) 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 実験及び実習については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。
(進級要件)

第 12 条 上級学年に進級するためには、原則として各コースにおいて必要と認めた授業科目について、その単位を修得していなければならない。
(卒業研究)

第 13 条 卒業研究を行うには、各コースにおいて必要と認めた授業科目について、その単位を修得していなければならない。
(留学及び他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第 14 条 学則第 27 条の 2 の規定に基づき外国の大学又は短期大学に留学しようとする学生及び学則第 34 条の 2 の規定に基づき他の大学又は短期大学の授業科目を履修しようとする学生は、所定の願書を学部長を経て学長に提出し、許可を受けなければならない。
(単位の認定)

第 15 条 前条の規定により許可を受けた学生（以下「派遣学生」という。）が修得した単位の認定は、当該大学又は短期大学が発行する成績証明書により行う。

2 学則第 34 条の 3 の規定に基づく大学以外の教育施設等における学修の単位認定及び学則第 34 条の 4 の規定に基づく休学期間中の外国の大学又は短期大学における修得単位の認定は、当該大学以外の教育施設等又は外国の大学若しくは短期大学が発行する成績証明書により行う。
(履修報告書)

第 16 条 派遣学生は、派遣期間が終了したときは、所定の履修報告書を速やか（外国の大学又は短期大学に留学する者については、帰国の日から 1 月以内）に学部長を経て学長に提出しなければならない。
(実施細目)

第 17 条 前 3 条に定めるもののほか、派遣学生に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

第 4 章 試験及び卒業 (成績の考査)

第 18 条 成績の考査は、試験の成績並びに授業への出席状況、宿題及びレポート等による授業への取組及びその成果を考慮して行う。ただし、演習、実習及び実験については、試験を行わないことがある。

2 授業科目の試験を受けるには、授業時間数の 3 分の 2 以上出席していなければならない。
(成績評価等)

第 19 条 成績は、100 点をもって満点とし、秀（90 点以上）、優（80 点以上）、良（70 点以上）、可（60 点以上）及び不（59 点以下）の評語をもってあらわし、秀、優、良及び可を合格とし、不を不合格とする。
2 秀、優、良、可及び不の評価基準は、次の表のとおりとする。

評語	評価基準
秀	科目の到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成果を収めている。
優	科目の到達目標を十分に達成している。
良	科目の到達目標を達成している。
可	科目の到達目標を最低限達成している。
不	科目の到達目標の項目の全て又はほとんどを達成していない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、入学前の既修得単位、放送大学の修得単位、外国語技能検定試験等による単位により判定する授業科目の成績は、認の評語をもってあらわすことができるものとし、合格とする。
(再試験及び追試験)

第 20 条 再試験を行う場合には、原則として当該学期内に行う。
2 病気その他やむを得ない事情のため、定められた期日に受験できなかった者には、当該授業科目について追試験を行うことがある。
(卒業)

第 21 条 本学部を卒業するためには、次の表に掲げる単位を修得し、徳島大学語学マイルージ・プログラムについて本学部が定める基準を満たさなければならない。

教育課程	区分	応用生命コース		食料科学コース		生物生産システムコース	
		必修	選択	必修	選択	必修	選択
教養教育科目		33単位以上		33単位以上		33単位以上	
専門教育科目	学科共通科目	26単位	6単位以上	26単位	6単位以上	26単位	7単位以上
	コース専門科目	12単位	32単位以上	10単位	34単位以上	15単位	28単位以上
	自由選択科目		10単位以上		10単位以上		10単位以上
	卒業研究	6単位		6単位		6単位	
	計	44単位	48単位以上	42単位	50単位以上	47単位	45単位以上
合計		125単位以上		125単位以上		125単位以上	

2 学則第 35 条の 2 第 2 項に規定する卒業の認定の基準については、学部長が別に定める。

3 第 1 項の基準については、別に定める。

第 5 章 編入学、再入学及び補欠入学並びに転学部

(編入学)

第 22 条 学則第 21 条の 4 第 4 項の規定により入学した者の在学期間は、6 年とする。

2 既修得単位の認定は、教授会の議を経て定める。

(再入学及び補欠入学)

第 23 条 学則第 21 条の 5 及び第 22 条の規定により入学した者の在学期間及び既修得単位の認定については、次のとおりとする。

(1) 在学期間は、第 2 年次に入学した者は 6 年、第 3 年次に入学した者は 4 年とする。

(2) 既修得単位の認定は、教授会の議を経て定める。

(転学部)

第 24 条 学則第 22 条の 3 の規定により本学部にて転学部を願い出た者があるときは、教育上支障がない場合に限り選考の上、許可することができる。

2 転学部を許可する時期は、入学後 1 年以上を経過した学年の初めとする。

3 転学部を許可した学生を在籍させる年次は、教授会の議を経て定める。

4 転学部を許可した学生の既修得単位の認定は、教授会の議を経て定める。

中略

附 則 (令和 4 年 3 月 16 日規則第 43 号改正)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

教養教育科目の履修要件

(応用生命コース、食料科学コース及び生物生産システムコース共通)

区分	授業科目	単位数	
教養科目群	歴史と文化 ※	8 単位	6 単位は、※印の科目から 3 科目にわたり (1 科目につき 2 単位) 履修する。
	人間と生命 ※		
	生活と社会 ※		
	自然と技術 ※		
	ウェルネス総合演習		
創成科学科目群	グローバル科目	2 単位	
	イノベーション科目	2 単位	
基礎科目群	地域科学科目	2 単位	
	S I H 道場	1 単位	
	基礎数学	2 単位	
	基礎物理学	2 単位	
	基礎化学	2 単位	
	基礎化学実験	2 単位	
	情報科学	2 単位	
外国語科目群	英語	6 単位	
	初修外国語	2 単位	
合計		33 単位	

別表第 2

専門教育科目表

学科共通科目

(応用生命コース、食料科学コース及び生物生産システムコース共通)

授業科目	単位数	
	必修科目	選択科目
キャリアパス	2	
生物資源産業学概論	2	
生物資源産業学 A	2	
生物資源産業学 B	2	
生物資源産業学 C	2	
地域・生物資源経済学 I	2	
商品企画・開発論	2	
産業体験実習		# 1
基礎物理化学		# 2
基礎有機化学		# 2
基礎生化学		# 2
基礎微生物学		# 2
生物情報処理学	2	
技術者倫理	2	
知的財産の基礎と活用	2	
生物資源産業学基礎英語	2	
生物資源産業学専門英語	2	
英語論文講読 I	1	
英語論文講読 II	1	
計	26	9

備考

1 単位数欄に # 印を付した選択科目から 6 単位以上を履修すること。ただし、生物生産システムコースの学生については、産業体験実習を含む 7 単位以上を履修すること。

2 1 で指定する単位数を超えて履修した単位は、卒業に必要なコース専門科目の選択科目の単位数 (応用生命コース及び食料科学コースの学生が産業体験実習を履修した場合は、卒業に必要な自由選択科目の単位数) に含めることができる。

コース専門科目

応用生命コース

授業科目	単位数	
	必修科目	選択科目
生化学	2	
生体高分子学		2
微生物学		2
生物物理化学		2
生物有機化学		2
バイオ医薬品生産工学		2
細胞情報学		2
バイオリクター工学		2
創薬学		2
免疫工学		2
微生物検査科学		2
バイオマス利用学		2
再生医学		2
医用工学		2
生命科学		2
分子生物学		2
酵素化学		2
遺伝子工学		2
応用微生物学 I		2
物理化学実習	1	
有機化学実習	1	
微生物学実習	1	
生化学実習	1	
バイオマス実習	1	
細胞工学実習	1	
応用生命実習	2	
応用生命演習 I	1	

応用生命演習Ⅱ	1	
計	12	36

備考

- 1 選択科目から32単位以上を履修すること。32単位を超えて履修した単位は、卒業に必要な自由選択科目の単位数に含めることができる。
- 2 他コースのコース専門科目の授業科目の履修単位については、卒業に必要な自由選択科目の単位数に含めることができる。ただし、他コースのコース専門科目のうち、授業科目名に実習又は演習を含む授業科目は、履修することができない。

食料科学コース

授業科目	単位数	
	必修科目	選択科目
天然物資源化学		2
生物活性物質化学		2
機能食品学		2
食品化学		1
代謝生化学		1
分子病態学		2
栄養・口腔生理学		2
基礎生理学		2
食品衛生学Ⅰ		2
食品衛生学Ⅱ		2
食品工学		2
酵素化学		2
遺伝子工学		2
応用微生物学Ⅰ		2
応用微生物学Ⅱ		2
フードサイエンス	2	
分子生物学		2
生物有機化学		2
細胞情報学		2
微生物検査科学		2
食料科学基礎実習	2	
食料科学実習A	2	
食料科学実習B	2	
食料科学実習C	2	
計	10	36

備考

- 1 選択科目から34単位以上を履修すること。34単位を超えて履修した単位は、卒業に必要な自由選択科目の単位数に含めることができる。
- 2 他コースのコース専門科目の授業科目の履修単位については、卒業に必要な自由選択科目の単位数に含めることができる。ただし、他コースのコース専門科目のうち、授業科目名に実習又は演習を含む授業科目は、履修することができない。

生物生産システムコース

授業科目	単位数	
	必修科目	選択科目
植物生理学	2	
生物資源環境学	2	
農業科学総論Ⅰ		2
農業科学総論Ⅱ		2
森林科学		2
動物生産科学		2
水圏生産科学		2
植物生産科学		2
植物病理学		2
森林代謝学		2
応用昆虫学		2
水産資源学		2
植物細胞工学		2
生物多様性学		2
生産環境制御システム論		2
分子生物学		2
畜産加工学		2

地域・生物資源経済学Ⅱ	2	
フードシステム論	2	
食品マーケティング論	2	
アグリビジネス起業論	2	
機能食品学		2
食品工学		2
生物生産システム実習A	1	
生物生産システム実習B	1	
生物生産システム実習C	1	
計	15	34

備考

- 1 選択科目から28単位以上を履修すること。28単位を超えて履修した単位は、卒業に必要な自由選択科目の単位数に含めることができる。
- 2 他コースのコース専門科目の授業科目の履修単位については、卒業に必要な自由選択科目の単位数に含めることができる。ただし、他コースのコース専門科目のうち、授業科目名に実習又は演習を含む授業科目は、履修することができない。

卒業研究

(応用生命コース、食料科学コース及び生物生産システムコース共通)

授業科目	単位数
	必修科目
卒業研究	6

徳島大学生物資源産業学部履修細則

令和3年3月30日
生物資源産業学部長制定

(趣旨)

第1条 この細則は、徳島大学生物資源産業学部規則（平成27年度規則第102号。以下「規則」という。）第1条第2項の規定に基づき、生物資源産業学部（以下「本学部」という。）における授業科目の履修方法について必要な事項を定める。

(履修方法)

第2条 学生は、規則別表第1及び規則別表第2に定める授業科目について、次のとおり履修し、単位を修得しなければならない。

(1) 教養教育科目

規則第7条の定めによるほか、入学時に配付する「教養教育履修の手引」及び「生物資源産業学部履修の手引」に従い履修する。

(2) 専門教育科目

規則及びこの細則の定めによるほか、入学時に配付する「生物資源産業学部履修の手引」に従い履修する。

(GPA)

第3条 規則第9条第3項に規定する履修登録単位数の上限緩和の判断のほか、学生の学修意欲の向上及び学生への適切な修学指導に資することを目的に、本学部においてGPA（Grade Point Average）を導入する。

2 GPAについて必要な事項は、別に定める。

(履修登録単位数の上限)

第4条 規則第9条第3項の規定に基づく履修登録単位数の上限及び履修登録単位数の上限を超えて登録することができる場合の認定の基準については、次のとおりとする。

(1) 履修登録単位数の上限は年間48単位（前期24単位、後期24単位）とする。ただし、前年度末の累計GPAが3.0以上の学生については、履修登録単位数の上限を年間56単位（前期28単位、後期28単位）とする。この場合において、GPAは、本学部GPA（本学部で定めるGPAの計算方法）を用いて算出するものとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、編入学生にあっては、履修単位数の上限を年間56単位（前期28単位、後期28単位）とする。

(3) S I H道場、長期休業中に行う集中講義、高大接続科目、卒業要件単位対象外科目（自由科目など）、認定科目、生物資源産業学A、生物資源産業学B、生物資源産業学C及び産業体験実習を履修登録単位数の上限対象外科目とする。

(進級要件)

第5条 規則第12条の規定に基づく各年次への進級要件については、次のとおりとする。

(1) 第1年次から第2年次へ進級するためには、第1年次の学年末において、卒業に必要な教養教育科目及び専門教育科目を合計35単位以上修得していること。

(2) 第2年次から第3年次へ進級するためには、第2年次の学年末において、卒業に必要な教養教育科目及び専門教育科目を合計70単位以上修得していること。

(3) 第3年次から第4年次へ進級するためには、第3年次の学年末において、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

イ 卒業に必要な教養教育科目を33単位すべて修得していること。

ロ 卒業に必要な専門教育科目を77単位以上修得していること。

ハ 卒業に必要な専門教育科目の実習（産業体験実習を除く。）の単位をすべて修得していること。

ニ 規則第21条第1項に規定する徳島大学語学マイレージ・プログラムにおいて、本学部が定めるマイレージポイントを580以上取得していること。

2 前項の各号に該当しない者を進級させる場合は、本学部教授会において審議のうえ、決定する。

(転コース)

第6条 規則第5条第3項に規定するコース変更の願出があった場合における規則第5条第4項に規定する選考は、本学部教務委員会において実施し、本学部教授会に結果を報告する。

(上級年次科目の履修)

第7条 学生は、在学年次に配当された授業科目を履修するものとする。ただし、教育上必要と認められる場合は、上級年次の科目を履修することが

できる。

2 前項の上級年次科目の履修について必要な事項は、本学部教務委員会が定める。

(既修得単位の認定)

第8条 規則第22条第2項に規定する編入にかかる既修得単位の認定は、40単位を上限とする。

2 規則第23条第2号に規定する再入学及び補欠入学並びに規則第24条第4項に規定する転学部を許可した学生にかかる既修得単位の認定における上限は、入学又は在籍させる年次を基に、第5条に規定する進級要件の単位数を参考に決定する。

(定めのない授業科目の取扱い)

第9条 本学部が必要と判断する場合は、規則に定める授業科目以外の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目は、自由科目とし、卒業に必要な単位には含まない。

3 第1項に規定する授業科目について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和2年度以前に入学した者及び令和3年度に編入する者については、この細則の制定時の規定にかかわらず、規則の定めによるほか、入学時に配付の「教養教育履修の手引」及び「生物資源産業学部履修の手引」に従い履修するものとし、入学後に変更があった事項については、教養教育院及び本学部の指示に従うものとする。

附 則

1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。

徳島大学学則第35条の2の規定による卒業の認定の基準に関する内規

平成28年4月1日
生物資源産業学部長制定

(趣旨)

第1条 この内規は、徳島大学生物資源産業学部規則(以下「規則」という。)第21条第2項の規定に基づき、本学部における徳島大学学則(以下「学則」という。)第35条の2の規定による卒業(以下「早期卒業」という。)の認定について必要な事項を定めるものとする。

(認定の基準)

第2条 早期卒業の認定は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合に行うことができる。

- (1) 規則第21条第1項に定める卒業の要件として修得すべき単位を修得し、かつ、本学部が別に定める要件を満たし、教授会の予備審査及び本審査にて認められること。
- (2) 当該学生が早期卒業を希望していること。

(予備審査)

第3条 早期卒業を希望する学生は、本学部が指定する日までに、別紙様式1(早期卒業希望願書)を所属のコース長に提出するものとする。

- 1 コース長は、前項により提出を受けた場合は該当学生を学部長に報告し、報告を受けた学部長は、教務委員会の議を経て教授会に予備審査を付議するものとする。
- 2 学部長は、前条第1号に規定する別に定める要件を満たさないことが明らかである場合は、前項に規定する手続を省略し、早期卒業を承認しないことができる。

(本審査及び認定の手続)

第4条 各コース長は、当該コースの学生の早期卒業を行う場合は、前条第2項に規定する予備審査で承認を受けた上で、別紙様式1(早期卒業希望願書)及び別紙様式2(早期卒業申請書)に必要な書類を添えて学部長に申請するものとする。

- 2 学部長は、各コース長から前項の申請があったときは、教務委員会の議を経て教授会に本審査を付議するものとする。
- 3 学部長は、教授会において早期卒業が議決されたときは、学則第36条第1項の規定により、学長に早期卒業の認定を申請するものとする。
- 4 前条第3項の規定は、本審査の手続においてこれを準用する。

(付議の時期等)

第5条 早期卒業についての教授会への付議は、予備審査を第3年次の9月に行い、本審査を3月に行うものとする。

(対象外)

第6条 次の各号のいずれかに該当する学生は、早期卒業を認めない。

- (1) 学則第21条の4第4項の規定による編入学者
- (2) 学則第21条の5の規定による再入学者及び学則第22条の規定による補欠入学者
- (3) 学則第22条の3の規定により本学部に転学部した者
- (4) 留年した者

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の入学(徳島大学学則第21条の4第4項の規定により第2年次へ編入する者を除く。)から適用する。

中略

附 則

- 1 この内規は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前に入学した者は、この内規による改正後の第5条及び第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の第6条第2号又は第3号に該当する者を除く。

別紙様式1 略

別紙様式2 略

徳島大学学則第35条の2の規定による卒業の認定の基準に関する申合せ

令和元年9月27日
生物資源産業学部長制定

(目的)

第1条 この申合せは、徳島大学学則第35条の2の規定による卒業の認定の基準に関する内規(平成28年4月1日生物資源産業学部長制定。以下「内規」という。)において、認定について規定する卒業(以下「早期卒業」という。)の要件に関する必要な事項を定めるものとする。

(早期卒業の要件)

第2条 内規第2条第1号の規定により、次の各号に掲げる要件を満たし、教授会で承認された者は、卒業研究を行わずに第3年次末の早期卒業を認める。

(1) 予備審査

第3年次前期終了時に次に掲げる要件をすべて満たしていること。

イ 卒業に必要な教養教育科目及び第3年次前期までに開講されている専門教育科目における必修科目(第3年次前期開講の集中講義を除く)の単位をすべて修得していること。

ロ 第3年次前期までに開講されている専門教育科目における選択科目のうち、学科共通科目及び配属コースのコース専門科目に設定されている科目(第3年次前期開講の集中講義を除く)について、履修登録が可能な科目の単位をすべて修得していること。ただし、応用生命コース及び食料科学コースの学生については、産業体験実習を除外可能とする。

ハ GPAが4.2以上であること。

ニ 卒業に必要な単位数の4/5以上を修得していること。

ホ 本学部において実施する語学マイレージ・プログラム(以下「マイレージ・プログラム」という。)で、マイレージポイントを本学部が定める外国語技能検定(TOEIC又はTOEIC-IP)の区分から730以上取得しているか、予備審査の時点で上記マイレージポイントの取得が可能な申請がされていること。

(2) 本審査

第3年次後期終了時に次に掲げる要件をすべて満たしていること。

イ GPAが4.2以上であること。

ロ 卒業研究以外の卒業に必要な単位をすべて修得していること。

ハ 第3年次後期までに開講されている専門教育科目における選択科目のうち、学科共通科目及び配属コースのコース専門科目に設定されている科目について、履修登録が可能な科目の単位をすべて修得していること。ただし、応用生命コース及び食料科学コースの学生については、産業体験実習を除外可能とする。

ニ 専門教育科目の選択科目において、卒業に必要な単位数より16単位以上を超過して修得していること(本号ハの要件を満たしていることを前提に、選択科目の超過分16単位以上をもって、卒業研究6単位に置き換える)。

ホ マイレージ・プログラムで、マイレージポイントを本学部が定める外国語技能検定(TOEIC又はTOEIC-IP)の区分から730以上取得していること。

附 則

1 この申合せは、令和元年9月27日から施行し、平成28年度の入学から適用する。

2 早期卒業要件(学則第35条の2の規定による卒業)(平成28年3月22日生物資源産業学部設置準備委員会決定)は、この申合せの施行をもって廃止する。

附 則

1 この申合せは、令和2年4月1日から施行する。

2 令和元年度以前に入学した者は、この申合せによる改正後の第2項及び別紙の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この申合せは、令和3年4月1日から施行する。

2 令和2年度以前に入学した者は、この申合せによる改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

徳島大学生物資源産業学部学生の他学部の授業科目履修に関する実施細則

平成28年4月1日
生物資源産業学部長制定

(趣旨)

第1条 この細則は、徳島大学生物資源産業学部規則第10条の規定に基づき、生物資源産業学部学生が本学の他学部の授業科目を授業科目として履修する際に必要な事項を定めるものとする。

(許可の範囲)

第2条 生物資源産業学部学生は、4単位を超えない範囲で他学部に属する専門教育科目を履修することができる。

(受講の願出)

第3条 生物資源産業学部学生で、他学部の授業科目を履修しようとする者は、別紙様式1の「他学部授業科目履修願」を前・後期それぞれの授業開始日から1週間以内に、所属するコース教務委員の承認を経て、生物資源産業学部学務係に提出しなければならない。

(授業担当教員との事前許可)

第4条 他学部の授業科目の履修を希望する学生は、事前に授業担当教員の許可を得ていなければならない。

(受講の承認及び許可)

第5条 第3条に規定する別紙様式1により願出のあった授業科目については、生物資源産業学部教務委員会においてその必要性を考慮の上、受講を承認するものとする。
2 前項の委員会において、別紙様式1により受講を願出で、受講許可と承認された者については、生物資源産業学部長が当該授業科目を開設している学部長と協議の上、受講を許可するものとする。

(受講の中断)

第6条 前条の許可を得た授業科目については、正当な理由がなければ受講を中断することはできない。

(履修報告)

第7条 他学部の授業科目を履修した者は、別紙様式2の「他学部授業科目履修報告書」に単位修得証明書を添付して、速やかに生物資源産業学部学務係に提出しなければならない。

(単位の認定)

第8条 本実施細則により履修した他学部の科目は自由科目とし、卒業に必要な単位には含まない。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年6月17日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

別紙様式1, 2 略

留学に関する申合せ

この申合せは、国際交流の円滑な実施と教育内容の充実を図るため、徳島大学生物資源産業学部規則第14条の規定に基づき、徳島大学生物資源産業学部（以下「本学部」という。）の学生が留学する場合の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

- 1 留学を志願することができる学生は、本学部学生で、下記の要件を満たす者とする。
 - (1) 学業成績が優秀で、心身ともに健全な者
 - (2) 外国の大学で学修するのに十分な語学力を有する者。英語圏に留学する者は、TOEFLの試験を受け、相当の成績を修めていることが望ましい。
 - (3) 留学に要する経費について、学生が自己負担できるか、日本国政府が支弁する奨学金その他の手段（財団・外国政府等の奨学金）により経済的な条件が整っていること。
- 2 留学を志願する学生は、別紙様式1の外国留学願に所属コースのコース長の承認を得て、健康診断書（キャンパスライフ健康支援センターが発行する定期健康診断結果を含む。）を添えて提出しなければならない。
- 3 留学を志願する学生については、教務委員会で審査の上、生物資源産業学部教授会で派遣を決定する。
- 4 留学先での宿舎その他の福利厚生に関しては、派遣大学との協議により便宜を図るものとする。
- 5 留学する学生は、病気、災害等に備えるため、健康保険、傷害保険等を掛けるものとし、その費用は自己負担とする。
- 6 単位の認定を希望する学生は、帰国後速やかに次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 別紙様式2の留学単位認定申請書
 - (2) 派遣大学発行の成績証明書（成績評価・評価基準の記載されているもの）
 - (3) 授業概要（授業内容、履修期間及び授業時間数の記載されているもの）
- 7 前項により申請のあった授業科目の単位は、次のとおり取り扱う。
 - (1) 本学部で既に開設している授業科目と内容が同じである場合は、当該授業科目を履修したのものとして認定する。
 - (2) 本学部で既に開設している授業科目と内容が異なる場合は、修得してきた単位の授業科目をもって選択科目の単位を履修したのものとして認定する。
- 8 第6項により申請のあった授業科目の単位は、所属コースの教室会議及び教務委員会の議を経て、生物資源産業学部教授会が認定する。

附 則

この申合せは、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、令和元年6月17日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別紙様式1, 2 略

徳島大学生物資源産業学部における 授業回数及び補講方法について

- 徳島大学生物資源産業学部における授業回数（試験は含まない。）は、徳島大学学則第30条及び徳島大学生物資源産業学部規則第11条の規定に基づき、15回を確保するものとする。
- 毎年度の初めにおいてあらかじめ15回の授業が確保できない授業科目があるとき及び気象警報発令により授業休講となった授業科目があるときは、次の方法により不足の授業回数を補うものとする。
 - 当該授業科目の時間割に割り当てられている学期中に、時間割の空いているコマに不足の回数分を割り振るものとする。
 - 前号の方法でも授業回数を確保できない場合は、当該学期中の指定した土曜日若しくは夏季休業又は冬期休業に特別の時間割を作成して行うものとする。
- 非常勤講師の授業で、当初予定の時間に満たないことが判明したときは、前項の方法により補うものとする。
- 前2項の時間割の計画は、各コースの教務委員会委員が授業担当教員及び学務係と調整の上、作成するものとする。
- 第2項第1号の方法により不足の授業を補う場合は、教務委員会の議を経て実施するものとし、第2項第2号による場合は、教務委員会及び教授会の議を経て実施するものとする。
- 授業担当教員のやむを得ない事情により授業回数に不足が生じる場合は、授業担当教員の判断により適宜補講を行うものとする。

附 則

この申合せは、平成28年4月1日から実施する。

専門教育科目の追試験・再試験に関する 申合せ

令和3年11月11日
生物資源産業学部長制定

この申合せは、徳島大学生物資源産業学部規則（平成27年度規則第102号。）第20条の規定に基づき、生物資源産業学部専門教育科目の追試験及び再試験に関し、必要な事項を定めるものとする。

(追試験)

- 次の各号に掲げる理由により定期試験が受けられなかった者は、追試験を願出することができる。
 - 本人の責に帰し得ない理由
 - 負傷・疾病
- 追試験を受験しようとする者は、原則として、定期試験実施日から1週間以内に学務係に願出することとする。ただし、1週間後の同日が休業日である場合は、休業日明けの最初の平日までに願出することとする。
- 願出にあたっては、別紙「追試験願」及び第1項各号に規定する理由を証明する「証明書」（医師の診断書等）を学務係に提出することとする。
- 追試験は、授業担当教員が許可することとする。
- 追試験の受験を許可された者は、必ず受験しなければならない。
- 追試験の成績は、1科目につき100点満点とする。

(再試験)

- 定期試験の成績が「不」（不合格のうち再試験可能なもの）であった者に対しては、再試験を実施することとする。
- 再試験を受験する者は、授業担当教員の指示に従い、受験することとする。
- 再試験に合格した者の成績は、1科目につき60点とする。

附 則

この申合せは、令和4年4月1日から実施する。

専門教育科目の定期試験等の成績通知に関する申合せ

令和3年11月11日
生物資源産業学部学部長制定

この申合せは、生物資源産業学部専門教育科目の定期試験、追試験及び再試験の成績通知の時期を定めるものとする。

- 1 定期試験の成績は、原則として、前期は定期試験期間終了後3週間以内、後期は定期試験期間終了後2週間以内に通知する。また、前期の9月に実施される集中講義等の成績は、学期内に通知する。ただし、最終学年については、この限りではない。
- 2 追試験及び再試験の成績は、原則として、前期は定期試験期間終了後5週間以内、後期は定期試験期間終了後4週間以内に通知する。ただし、最終学年については、この限りではない。

附 則

この申合せは、令和4年4月1日から実施する。

専門教育科目の成績評価に疑義がある場合の申立てに関する申合せ

令和3年11月11日
生物資源産業学部教務委員会制定

この申合せは、生物資源産業学部専門教育科目の成績評価（以下「成績評価」という。）に疑義がある場合の申立て方法及び期限について定めるものとする。

（受付）

- 1 学生は、成績評価に疑義がある場合は、生物資源産業学部事務課学務係（以下「学務係」という。）に申し出ることができる。

（訂正）

- 2 授業担当教員は、前項の申し出があったときは、成績評価の根拠となった資料及び学生の成績簿の確認を行い、成績評価にミス等がある場合は、成績記入用紙（追加・訂正）を学務係へ提出するものとする。

（疑義申立て）

- 3 前2項により解決しない場合、学生は、成績評価についての疑義申立書（以下「疑義申立書」という。）を、学務係を通じて所属するコースの教務委員（以下「教務委員」という。）に提出し、教務委員が相談と調停を行う。ただし、次の各号に該当する場合は、教務委員長がこれを行うものとする。

- (1) 疑義申立てに係る授業科目の担当教員が教務委員である場合
- (2) 疑義申立てに係る授業科目の担当教員が他学部の教員又は非常勤講師である場合
- (3) 疑義申立てに係る授業科目がオムニバス科目である場合
（教務委員長による調停）

- 4 前項の調停により解決しない場合は、疑義申立書を基に教務委員から経緯等の説明を受けた上で、教務委員長が再度相談と調停を行うものとする。ただし、前項ただし書の規定により、すでに教務委員長がこれを行った場合は、再度の相談と調停は行わないものとする。

（期限）

- 5 成績評価の疑義申立ての期限は、当該科目の成績評価がなされた学期の末日までとし、その日が土日等休日の場合は、その直前の平日を末日とする。ただし、当該年度に卒業予定である学生が疑義申立てを行う場合の期限は、卒業前月の末日とする。

附 則

この申合せは、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和4年6月1日から実施する。

生物資源産業学部における担任制に関する申合せ

令和3年10月14日
生物資源産業学部長制定

(趣旨)

- この申合せは、生物資源産業学部において設ける担任制に関し必要な事項を定めるものとする。
(担任制の目的)
- 担任制は、担任教員(以下「担任」という。)及び副担任教員(以下「副担任」という。)が、学習、生活及び進路等について助言・指導等を行うことにより、学生が支障なく大学生活を送るためのサポート体制を整備することを目的とする。
(担任及び副担任の定義)
- 担任とは、一定数の学生を比較的長期にわたって担当し、当該学生に対して、主として第2項に掲げる助言・指導等を行う教員を指す。
- 副担任とは、担任を補佐して助言・指導等を行う教員を指す。
- 担任及び副担任は、原則として毎年度4月1日現在の教授、准教授及び講師が担当する。
(担任及び副担任の設定)
- 担任及び副担任は、1～3年次学生に対して配置する。
- 在学生数(留年学生を除く。)を第5項に規定する担当教員の数で均等割りした数を1クラスの人数とし、1クラスにつき担任及び副担任を1名ずつ配置する。
- 担任及び副担任の組合せは、それぞれ異なるものとなるよう設定する。
- 講師が担任の場合は、原則として、教授が副担任を担当する。
- 1年次については、担任と副担任は可能な限り同じコースの教員の組合せで設定する。留年学生については、教務委員長を担任、教務副委員長を副担任とする。
- 2年次及び3年次(指導教員が決定している場合を除く。)については、学生が所属するコースの教員から担任と副担任を設定し、原則として、2年次及び3年次は同じ担任及び副担任が担当する。留年学生(指導教員が決定している者を除く。)については、コース長を担任、コース教務委員を副担任とする。
- 指導教員が決定した学生に対しては、指導教員が担任及び副担任の業務を行う。
(担任及び副担任の業務)
- 担任及び副担任は、互いに協力の下、次の各号に掲げる業務を行う。
 - 履修指導
教務システムから学生の履修状況、出席状況及び成績取得状況を把握し、指導する。
 - 面談
年に2回の定期的面談及び必要に応じた面談を行う。学生の出席や成績の状況に留意し、修学に支障のある学生(欠席の多い者又は成績不振者等)について早期に認識し、助言・指導等を行う。また、学生の様子に気を配り、生活に乱れがないか把握する。
 - 各種手続きへの対応
学生の休学及び退学等の相談に応じ、各種手続きに必要な書類の作成に対応する。
 - 関係委員等との連携
学生に問題が発生した場合は、一人で処理せず、速やかに教務委員、学生委員及びコース長等と連携し問題に対処する。必要に応じてキャンパスライフ健康支援センター、特別修学支援室及び専門家等との連絡及び連携を行う。
(その他)
- 留年決定時には、窓口の教員を次の各号に掲げるとおり設定し、保証人宛てに送付する留年通知に明記する。
 - 1年次学生は、次年度の教務委員長
 - 2年次及び研究室未配属の3年次学生は、次年度のコース長
 - 研究室配属済みの3年次学生は、指導教員
- 教員の転出及び休職等で担任又は副担任の変更が必要となった場合は、速やかに各コース長から学務係へ連絡する。
- 不測の事態が生じた場合は、その都度対応する。

附 則

この申合せは、令和3年10月14日から実施する。ただし、第10項前段の規定については、令和4年4月1日から実施する。

気象警報等が発表された場合の授業の休講措置に関する申合せ

平成11年5月21日
大学教育委員会制定

台風等により、気象警報等が徳島県徳島市に発表された場合の徳島大学における授業の休講措置は、次のとおりとする。

- 昼間に開講する授業については、午前7時に「暴風警報と大雨警報」、「暴風警報と洪水警報」、「大雪警報」(以下「警報」という。)又は特別警報(波浪特別警報を除く。以下同じ。)が発表中の場合は、午前の授業を休講とする。午前11時に警報又は特別警報が発表中の場合は、午後の授業を休講とする。
- 夜間に開講する授業については、午後4時に警報又は特別警報が発表中の場合は、すべて授業を休講とする。
- 授業開始後に警報が発表された場合は、次の時限以降の授業を休講とする。ただし、特別警報が発表された場合は、直ちに休講とする。
- 前3項に定める以外の場合又は特別な事情がある場合は、学部にあつては各学部長(教養教育にあつては教養教育院長)、大学院にあつては各研究科長が措置を決定する。
- 第1項から第4項までの措置により、休講となった授業の補講については、各学部長等が別に定める。
- この申合せに定めるもののほか、授業の休講措置に関し必要な事項は、各学部長等が別に定める。

中略

附 則

この申合せは、令和4年4月1日から実施する。

徳島大学休学許可の基準に関する申合せ

平成 25 年 7 月 17 日
大学教育委員会承認

- この申合せは、学生の休学を制限するものではなく、学生にとってわかりやすい仕組みにすることを目的としている。
そのため、学生への制度の周知に際して、2(1)~(4)の例示以外の理由であっても指導教員等に相談するよう促すなど、適切に周知するものとする。
- 徳島大学学則第 23 条及び徳島大学大学院学則第 23 条の規定に基づく休学の許可について、次の各号のいずれかに該当し、2 月以上就学できない者について休学を許可するものとする。
 - 疾病又は負傷（医師の診断書）
 - 学資の支弁が困難な場合（理由書）
 - 災害等により修学困難と認められた場合（罹災証明書）
 - 海外の教育・研究施設において修学する場合（受入先の証明書（写））
 - 自主的な海外留学や長期海外生活体験のための休学（理由書及び指導教員等の意見書）
 - 大学院における研究を継続するために必要な期間の休学（理由書及び指導教員等の意見書）
 - 勤務の都合（理由書）
（夜間主コース及び大学院各研究科の学生のみを対象とする。）
 - 出産又は育児に従事する場合（母子健康手帳の写し等）
 - 家族の看病又は介護をする場合（理由書）
 - 公共的な事業に参加する場合（受入先の証明書（写））
 - 医学部医学科の学生であって、徳島大学大学院学則第 18 条第 3 項第 7 号に該当する者が、大学院医学研究科の博士課程に入学するとき
 - その他、上記以外の理由により休学を希望する学生が、指導教員等と相談の上、教授会においてやむを得ない理由であると認められた場合（理由書及び指導教員等の意見書）
- 2(4)に示す「その他の理由」により休学の願い出があったとき、指導教員等はその内容に応じて学生の就学状況や学業成績、目的意識や心構えなどについて聴取して意見書を作成し、休学させても差し支えないと教授会で判断した場合は、必要に応じて指導を行った上で休学を認めることができるものとする。
- 入学前の休学手続きによる 4 月 1 日又は 10 月 1 日からの休学は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き認めないものとする。
 - 疾病又は負傷（医師の診断書）
 - 災害等により修学困難と認められた場合（罹災証明書）
 - 勤務の都合（理由書）
（夜間主コース及び大学院各研究科の学生のみを対象とする。）
 - 学部、各研究科又は創成科学研究科各専攻の教授会が、当該学生の教育上極めて有意義と認めた場合（理由書）
- 学生から提出のあった理由書、診断書、各種証明書（写）等については、学長の許可を得る目的にのみ使用し、その取扱いについては細心の注意を払い、適正な管理と保護に努めるものとする。
- 休学の許可は、学部の教授会等で審議し、その内容を尊重して学長が決定する。
- 2 の例示について、追加や削除の必要が生じたときは、大学教育委員会において審議し、決定する。
附 則
1 この申合せは、平成 25 年 7 月 17 日から実施する。
2 この申合せの施行日前に許可されている休学は、この申合せに定めるところにより許可されたものとみなす。
附 則
この申合せは、平成 25 年 11 月 20 日から実施する。
附 則
この申合せは、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。
附 則
この申合せは、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

徳島大学単位認定試験等における学生の不正行為に関する取扱要項

令和 2 年 2 月 21 日
学長制定

- （趣旨）
- この要項は、徳島大学学生懲戒規則第 17 条第 2 項の規定に基づき、試験、レポート、小テスト等（以下「単位認定試験等」という。）における学生の不正行為の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。
（不正行為の定義）
 - 単位認定試験等における学生の不正行為とは、次に掲げる行為をいう。
 - 試験における不正行為
 - カンニング（カンニングペーパー、IT 機器、参考書又は他人の答案等を見ること、他人から解答内容を教えることなどをいう。以下同じ。）を行うこと。また、解答内容を教えること、カンニングに協力すること、替え玉受験をすることに加え、解答内容やそのヒントになるものを、試験監督者の指示する以外の場所に置いたり、身につけたりすること。
 - 机の上に、鉛筆、シャープペンシル等の筆記具、消しゴム、時計（計算や翻訳、端末機能のないものに限る。）等、持ち込みを許可されたもの以外を置くこと。
 - 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書、IC レコーダー等の電子機器類、教科書、参考書、辞書等の書籍類等で、試験監督者がカバン等に収納するよう指示したものを収納せず、身に付けたり、机の中に置いたりすること。
 - 使用を禁じられた用具を使用して問題を解くこと。
 - 試験場において、試験監督者の指示に従わないこと。
 - 試験場において、他の受験者の迷惑となる行為を行うこと。
 - その他、単位認定試験の公平性を損なう行為を行うこと。
 - レポート、小テスト等における不正行為
 - 他人のレポートの模写又はインターネット上のホームページや著書、論文等の他人の意見や図表等の盗用、剽窃によりレポートを作成すること。
 - レポートや小テスト等の代筆を行うこと又は代筆を依頼すること。
（不正行為の未然防止）
 - 試験監督者又は授業担当教員は、前条に掲げる単位認定試験等における学生の不正行為を事前に説明し、学生の不正行為防止意識の啓発を図るとともに、不正行為の未然防止に努めるものとする。
（不正行為に対する措置）
 - 試験監督者又は授業担当教員は、不正行為を行った学生を発見したときは、他の学生の支障とならないよう留意し、適切な措置を講じるものとする。
 - 試験監督者又は授業担当教員は、前項の措置を行ったときは、速やかに詳細な経緯を当該学生の所属する学部の学部長に報告するものとする。
（不正行為に関する調査）
 - 学部長は、前条第 2 項による報告を受けたときは、不正行為に係る事実を調査し、その結果を教授会に付議するものとする。
 - 学部長は、教授会における審議経過と審議結果について、当該学部の意見を付して学長に報告するものとする。
 - 学部長は、不正行為が教養教育の授業科目に該当する場合は、速やかに不正行為に係る事実調査の結果を教養教育院長に通知するものとする。
（不正行為に準ずる行為）
 - 授業において、他人に依頼し自己の出席報告を行わせること及び他人から依頼を受け他人の出席報告を行うことが発覚した場合は、授業科目修了の認定に影響を及ぼすため、不正行為に準ずる行為と見なして前 2 条の措置等を行うことがある。
（その他）
 - この要項に記載するもののほか、本要項の実施に際し必要な事項は、各局部において別に定める。
附 則
この要項は、令和 2 年 2 月 21 日から実施する。

徳島大学生物資源産業学部学友会会則

(名称)

第1条 本会は、徳島大学生物資源産業学部学友会と称し、事務所を徳島大学生物資源産業学部（以下、「本学部」という。）内に置く。

(目的)

第2条 本会は、学生の自治活動を通じて、健全な学風の樹立、学生生活の向上及び将来における社会参加への準備を図るとともに、会員相互の親睦に資することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、正会員（本学部学部生）及び特別会員（本学部教職員）で組織する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学生が自治的に行う行事の企画及び実行
- (2) 学生のサークルに対する援助
- (3) その他本会が必要と認めた事業

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計幹事 1名
- (4) 学生委員長 1名
- (5) 学生副委員長 2名
- (6) 監事 1名
- (7) 幹事 若干名

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、学部長をもって充てる。
- (2) 副会長は、生物資源産業学部学生委員会委員長をもって充てる。
- (3) 会計幹事は、学務係長をもって充てる。
- (4) 学生委員長、学生副委員長及び監事は、各コース（1年次については学科）から選出された学友会代議員（以下「代議員」という。）の中から代議員の互選により選出する。
- (5) 幹事は、代議員の中から学生委員長が委嘱する。

2 代議員の人数等については、別に定める。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計幹事は、会費の徴収・管理その他会計に関する事務を行う。
- (4) 学生委員長は、正会員の代表として本会の事業を総括する。
- (5) 学生副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長のうち1名がその職務を代行する。
- (6) 監事は、会計を監査する。
- (7) 幹事は、会務を処理する。

(役員の仕事)

第8条 第5条第4号から7号の役員の仕事は、1年とし、再任を妨げない。ただし、次期役員が選出されるまでの間は、引き続きその任にあたるものとする。

2 前項の役員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 本会に代議員で組織する代議員会を置く。

- 2 学生委員長は、代議員会を召集し、その議長となる。
- 3 代議員会の議事は、構成員の過半数の賛成によって議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 議決にあたっては、あらかじめ作成された原案に対する委任状を認める。
- 5 学生委員長は、代議員会を開催した場合は、議決した事項等について会長に報告し、その承認を受けなければならない。

(審議事項)

第10条 代議員会の審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第4条に規定する事業の実施計画及び予算決算に関すること。
- (2) 第5条第4号から第7号までの役員の仕事に関すること。

(3) その他本会の事業等に関すること。

(会費等)

第11条 本会の経費は、会費及び寄附金をもって充てる。

- 2 正会員の会費は、年額1,500円とする。
- 3 正会員は、会費を入学時に一括前納するものとする。
- 4 既納の会費は、原則として返還しない。

(会計経理)

第12条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の改廃)

第13条 本会則の改廃は、代議員会の審議を経て会長が決定する。

附 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年2月16日から施行する。